百々裏話（76）

おもて　あきら

〔明和改正謡本の周辺―その十一〕

◎『副言巻』について（5）

これまで四回にわたって、観世元章編著と認められる『副言巻』について考察したが、初めに鴻山文庫所蔵本三冊についてのみ考察し、後に観世宗家所蔵本八冊中鴻山文庫本に無い五冊分について考察したため、記述が錯綜してしまったようである。各冊の内巻を総括して列記すれば次のごとくである。

第一　脇能の語リアイ、及びセリフ
第二　脇能のシャベリアイ、及びセリフ
第三　二番目物のセリフ
第四　女能のセリフ
第五　雑能の語リアイ、及びセリフ
第六　雑能のアシライアイ、及びセリフ
第七　未出。内容不明
第八　未出。内容不明。
第九　祝言能のワキ名ノリと待謡
第十　未出。内容不明。
第十一　替のアイ
第十二　未出。内容不明。
別に目録一冊　未出。内容不明。

右のうち「セリフ」と記したものは、着キゼリフや語リ前後のワキ・アイ問答や教えの類を一括したものである。

全十三冊のうち、目録はともかくとして、未出の第七・八・十・十二の四冊分の内容を推測してみる由を前回に約束したが、それが意外に厄介で、明確なことは言えそうもないようである。第九に祝言能の際の詞章が収められていることが判明した結果、「副言」の範囲が広がり、アイ中心に全体の構成を推測することが困難になったことも、その理由の一つである。また、第三が二番目物のセリフのみを収め、語リアイは当然第四に収められているものと予想したのに、第四は女能の分であって、二番目物の語リアイが宙に浮いていることも、『副言巻』全体が体系的に編集されていないのではないかを疑わしめる（鴻山文庫本の第三は語リアイを収めた後半部を欠く本かとも思われるが、観世宗家本も同様であったと記憶する。この記憶が曖昧な点が一そう問題を複雑にしているのであって、調査に際して万全を期さなかった不明を恥じている）。そうした難点があって、明確なことは言えないのであるが、約束した手前、一応の推測は試みてみよう。

既見の八冊に収められている「副言」は総計一二四曲分であり、明和本の二一〇番のうち『副言巻』に含まれていないのは八六曲である。但し、そのうち二三曲ほどはアイの登場しない曲であり、第三所収曲を参照するとアイの出ない曲は収めないのが原則であったらしいから、アイの出る六三曲ほどが『副言巻』の未見の分四冊に含まれていた可能性の強い曲ということになろう。しかし、全体の構成を見ると、第十・十二の両冊は特殊な形式の「副言」が集められていたと考えられ、第七・第八の両冊のみが通常の「副言」であろうから、六三曲中には『副言巻』に収められなかった曲もかなりあるようである。

まず、第六がアシライアイの類であったがアシライアイ、またはそれに近いシャベリのアイの分が、少なくともう一冊はあったかと思われる。鞍馬天狗・烏帽子折・車僧・紅葉狩・昌俊（正尊）・橋弁慶・土蜘・羅城門などの類である。口開のアイなどを含めて、第七・第八の両冊が準アシライアイの類であったことも考えられよう。

また、明和本の習十番のアイは、石橋が第十一に収められていた以外は『副言巻』に含まれていない。第十一は替アイを集めた冊であるから、それとは異なる石橋のアイをも含めて、習の曲の分のみが一括されていた可能性は、かなり強いのではなかろうか。アイと

しては習物の分がそれに加えられていたことも考えられる。

もう一つ、どうも気になるのは、脇能や二番目物はアイのある全曲が収められていたのに、三番目物では、半蔀・源氏供養・芭蕉・軒端梅が第四に含まれていない事実である。これらの曲は、半蔀立花供養の脇語リ、源氏供養の表白の語リ、芭蕉の薬草喩品の語リなど、中入後にワキの語リが特殊演出の形で挿入されることのある諸曲である。軒端梅のみはそうではないが、同じく和泉式部をシテとする誓願寺に和泉式部之語と呼ばれるワキの語リがあることを参照すると、軒端梅にも同様の形を考案した可能性が考えられる。三番目物の他にも、朝長の大崩之語、舟弁慶の船中之語、敦盛の脇之語、藤戸の替之語など、特殊なワキ語リを持つ諸曲があるが、それらの中入の後のワキ語リも「副言」の一種であり、それらの諸曲を集め、元章が類似する形のワキ語リを創始した曲をも含めて、『副言巻』の一冊としていることが考えられよう。しいて推測すれば、第十がそうしたワキ語リを持つ諸曲の「副言」、第十二が習物の「副言」を集めた冊であったろうか。

以上のような推定を試みているうちにだんだん強まってきた疑問がある。それは、はたして『副言巻』は全十三冊が実際に刊行されたものかどうかの問題である。前回に紹介したように、観世宗家に十三冊分の題簽が残されている以上、全冊が刊行されたと考えるのが一応自然な想定であるはずである。だが、それにしては、『副言巻』が極めて稀にしか伝存していない点が不審である。伝存が稀である点は、同じく元章が刊行した『習道書』にも言えることであり、同書が元章の門弟や観世座の座衆の家からのみ出現していることからも、ごく限られた範囲にのみ配布するため極少部数を刊行したことがほぼ確実視される。『副言巻』も、狂言方とかワキ方とか、『習道書』に劣らず狭い範囲にのみ配布したものと考えることができよう。莫大な量に及ぶ版木を彫刻させておきながら少部数を印刷するのは不経済極まることではあるが、元章はそうしたことを意に介さぬ人物だったようである。そうした観点からも、伝存が稀である事実は全冊刊行を疑う理由とはなり得ないのであるが、気になるのは、管見に入った二種の伝本――観世宗家本八冊と鴻山文庫本三冊――に、あい補う冊が一冊もなく、鴻山文庫本の三冊はすべて観世宗家本にも含まれる巻であるという事実である。観世宗家本八冊が、実は刊行された『副言巻』の全巻である場合も、十分考えられるのではなかろうか。

そう言えば、全十三冊の題簽だけが分離して残っているということ自体が、いささか奇妙な現象である。刊者である元章が、『副言巻』の刊行に着手した際、すでに全体の構想が定まってもいたので、全十三冊分の題簽を初めから作らせたものであると言うことは想定できないであろうか。極めて印刷部数が少なかったろう本にわざわざ印刷題簽を作成することがまずぜいたくなことであり、まだ完成しない冊の分まで題簽を用意する程度のことは、元章ならばいかにもやりそうに思われる。そうであったろうとは言えないまでも、そうした想像は可能であろうから、題簽が現存している事実を以て直ちに全十三冊が刊行されたと言い切ることは、不可能ということになろう。一応は十三冊刊行されたものと考え、観世宗家本に欠けている冊の内容の推測まで試みたのであるが、八冊だけしか刊行されなかったのではないか、もっと出たにしても全十三冊を完成してはいないのではないかとの疑問が頭から離れないので、ここに附言しておきたい。こうした疑問を吹き飛ばす伝本の出現を一方で期待していることは、言うまでもあるまい。

（45・11・4）